

Q&A ～保護者の皆様から寄せられる質問にお答えします～

Q.「宇都宮市以外の地域に居住しているが、通学の都合上、学校がある宇都宮市の放課後デイサービスを利用したいが、それは可能ですか？」

県北と県南の自治体にそれぞれ聞いてみたところ、以下のような回答をいただきました。内容的にはほぼ同じ回答でした。

A. 利用は可能である。

（サービス利用までの流れ）

- ①利用する放課後デイサービス事業所と、サービスを利用するために必要となる相談支援事業所を、各家庭で探す。
- ②相談支援事業所と「サービス等利用計画」などを作成してもらう。
- ③利用する放課後デイサービス事業所と相談支援事業所が決まったら、居住地域の窓口で保護者が申請を行う。
- ④受給者証（地域によっては利用者証）が発行され、利用可能となる。

（注意点）

・障害者手帳を持っていない場合は利用できない可能性がある。

「サービス等利用計画」は、福祉サービスを利用するときに必ず立てるものです。将来的に福祉事業所を利用したいと検討されている場合、実際に利用する福祉事業所の他に相談支援事業所も決める必要があります。「サービス等利用計画」ができていないと、各種福祉サービスの利用ができません。そういったことも含め、できるだけ早い段階で相談支援事業所や様々な福祉サービスの利用等について調べていただければと思います。なお宇都宮市内の放課後デイサービス事業所や相談支援事業所等の情報に関しましては、担任を通して御相談ください。よろしくお願いいたします。

